## 代替施設の使用協定に係る基本合意書

沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、沖縄県知事及び名護市長は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)(以下「政府方針」という。)に基づき、SACO最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能に関して、日本政府から米国政府に対する普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の供用に際して締結される代替施設の使用に関する協定(以下「使用協定」という。)は、代替施設がキャンプ・シュワブ水域内とはいえ新たに建設されることから、安全性、騒音及び環境への影響等住民生活への影響を最小限に抑えることを目的として締結するものであり、基本的事項として下記の代替施設の使用に係る措置が含まれることを合意する。

なお、この合意にあたっての基本前提として、政府は、軍民 共用飛行場として整備する代替施設の米軍に供用する施設・区 域としての機能については、SACO最終報告の内容に何ら変 更がないことを確認する。

また、政府は、使用協定の内容について、日米合同委員会等

で合意を得るとともに、政府方針に従い、適切な協議機関を設置し、使用協定についての定期的なフォローアップを行うこと とする。

使用協定については、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、本合意書を基に協議を進め、工事着手までに 代替施設の使用に係る措置の内容を明確にし、供用開始までに 締結する。

,使用協定の協議にあたっては、本合意書の趣旨を尊重し、か つ誠意をもって履行しなければならない。

記

- 1 安全対策及び騒音対策
  - (1) 場周・飛行経路の設定
  - (2) 代替施設近傍の高度の規制
  - (3) 飛行時間の規制
  - (4) 日曜等における飛行規制
  - (5) 場周経路内の航空機数の規制
  - (6) 曲技飛行の規制
  - (7) エンジンテスト時間の規制
  - (8) 消音装置の設置及び使用

- (9) 航空管制塔員の監視
- (10) 騒音防止措置に係る教育

## 2 環境対策

- (1) 環境保護に係る対策(植栽等を含む。)
- (2) 環境保護に係る基準
- (3) 騒音測定器の設置
- (4) モニタリングの実施
- 3 代替施設への立入
- 4 騒音防止等のための適切な司令部の責任

## 平成14年7月29日

沖縄及び北方対策担当大臣



防衛庁長官





外 務 大 臣





沖縄県知事





名 護 市 長

